

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し								
税目	法人税								
要望の内容	<p>法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものを対象として、期末時価評価課税の見直しを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1490 965"> <tr> <td data-bbox="887 792 1217 851">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1217 792 1490 851">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 851 1217 909">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1217 851 1490 909">( — 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 909 1217 965">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1217 909 1490 965">( — 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	( — 百万円)	(改正増減収額)	( — 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円								
(制度自体の減収額)	( — 百万円)								
(改正増減収額)	( — 百万円)								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去し、我が国におけるブロックチェーン分野でのイノベーションを促進すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）については、税務上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）が、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害していると指摘されていることから、所要の措置を講ずる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
		政策の達成目標	ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれるため、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	